



**福島県選挙管理委員会告示第九十六号**

平成二十六年十二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会の場所及び日時を最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第二十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。

平成二十六年十二月二日

二  
一  
日 時  
場 所

平成二十六年十二月十七日午後一時三十分  
福島市大町七番十一号 ホテルサンルートプラザ福島二階桜

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地俊彦